

糖尿病医療連携体制構築に係る圏域の設定について

1 医療圏の設定方法

- 二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなる。（医療計画作成指針）

2 疾病・事業ごとの圏域設定について

- 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定することとされた。（医療計画作成指針）

3 糖尿病疾患圏域設定にあたっての分析結果

【NDBによる自己完結率（外来）】

<糖尿病>

二 次 医 療 圏	横浜 北部	横浜 西部	横浜 南部	川崎 北部	川崎 南部	横須賀 三浦	湘南 東部	湘南 西部	県央	相模原	県西
H26	76.36	81.05	86.20	73.13	87.90	83.73	89.11	89.45	82.92	87.17	83.17

※横浜市は平成 30 年度から三圏域が一圏域となる予定。

① 患者の外来受療動向・医療の提供状況（資料 4、5 参照）

- ・川崎北部から川崎南部、東京へそれぞれ約 10%前後の患者の流出が認められる。
- ・横浜北部からは川崎南部へ約 8%の患者の流出が認められる。
- ・医療機能の分布をみると、糖尿病内科を標榜する病院や診療所数は地域によって多少の偏りが生じているが、自己完結率を見ると 70%以上となっている。

② 医療機関へのアクセス状況（資料 4 参照）

- ・アクセスマップと人口カバー率は、30 分圏内でほぼ 100%の地域がカバーされている。

4 圏域の設定（案）

- 3の分析結果により、神奈川県保健医療計画に併せた圏域を設定する。
（横浜市は平成 30 年度より 1 圏域となる。）